

(1)事業の概要等

令和6年度 事務事業評価シート

事業番号	B0903	事務事業名	心身障害者扶助料支給事業			事業期間	昭和63年度以前	～	令和8年度以降	
実施計画事業										
実施計画事業以外の事業	○	担当部	福祉部			担当課・担当係	障がい福祉課障がい福祉係			
事業の概要	小牧市まちづくり推進計画(R5年～R8年)	分野別計画編	基本 施策	9	展開 方向	3	事業・予算区分	一般事業	款 3 項 1 目 2 大 10 中 2	
	根拠法令 ・個別計画	小牧市中心身障害者扶助料支給条例 第4次小牧市障がい者計画					対象 (何・誰を対象に)	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者(公的年金受給者、施設入所者は除く)		
	目的 (何のために)	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して小牧市中心身障害者扶助料を支給することにより、本人と家族の経済的負担を軽減する					内容 (どのような方法で)	○障害者手帳の種別・等級に応じて下記のとおり手当を支給する。 ・身体障害者手帳所持者 1～4級 月額6,000円 5、6級 月額2,000円 ・療育手帳所持者 A・B判定 月額6,000円 C判定 月額2,000円 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1、2級所持者 月額6,000円 3級 月額2,000円 ※月額6,000円対象者のうち、国制度の特別障害者手当・障害児福祉手当受給者 月額4,000円 ※いずれも所得制限あり ○令和5年度の支給状況 2,160人 ○令和5年度歳出済額(105,428千円) 心身障害者扶助料(19節 扶助費 105,428千円) ○令和6年度当初予算(105,384千円) 心身障害者扶助料(19節 扶助費 105,384千円)		

(2)事業費

事業費	項目		単位等	R2	R3	R4	R5	R6
	直接経費	決算額	財源	一般財源	千円	96,430	98,692	100,492
国・県支出金								
その他								
計(A)			96,430	98,692		100,492	105,428	
対前年比		%	—	102.35%	101.82%	104.91%		
	予算額		千円	96,702	98,706	100,700	105,636	105,384
人件費	正規職員		人	0.1	0.1	0.1	0.1	
	正規職員(平均賃金)		千円	749	749	749	749	
	その他職員		人					
	その他職員(時給×時間)		千円					
	計(B)		千円	749	749	749	749	
事業費合計(C=A+B)			千円	97,179	99,441	101,241	106,177	

(3)業績

展開方向における指標の推移	基本施策	9	指標名		単位	方向性	基準値	R5	R6	R7	R8
			1								
	展開方向	3	2								
			3								
指標	指標ほか		単位		R2	R3	R4	R5	R6		
	成果指標			目標							
				実績							
	活動指標	支給者数	人	目標	-	-	-	-			
				実績	1,924	1,982	2,048	2,160			
	単位あたり事業費	受益者数(a)		人	1,924	1,982	2,048	2,160			
		受益者あたり事業費(=C/a)		円	50,508	50,171	49,433	49,155			

(4-1)事業の評価

事業の評価	事業の方向性	維持(改善)	事業のボリュームは現状規模で維持するものの、手法の改善をするもの				
	事業の達成状況と課題	<p>・事業費は毎年増加傾向である。これは障害者手帳所持者の増加に伴うものである。今後も事業費の増加が見込まれるが、公的年金を受給できない方や所得の低い方を対象としており、障がいのある方の経済的負担は依然として大きいことから、事業の目的を達成するためには引き続きこの事業を行う必要がある。</p>	<p>今後の実施内容・今後の改善内容</p>	<p>・この事業を継続することで、当該事業の目的を達成することができており、今後も引き続きこの事業を実施していく。</p>			
	改善の有無	有		千円	節	細節	細々節
これまでの改善内容	<p>当初は身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方を対象とていたが、精神障害者保健福祉手帳の事務が市に移管されたことを契機に当該手帳の交付を受けている方も対象とした</p>		<p>事務事業額評価</p>				

(4-2)事業継続の可能性(事業のスクラップ可能性)

事業分析		評価項目	評価結果	評価結果を判断した理由
妥当性		行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である	本人と家族の経済的負担を軽減することができる
有効性		廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある	受給者のうち、年金を受けることができない方や所得の少ない方に影響がある
効率性		サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	所得制限を設け必要な人のみに支給している
		外部への委託や類似事業との統合により事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	年金未受給や低所得の障がいのある方の経済的負担を軽減することを目的としており、現時点において見直しを行うのは困難である、と考える。
公平性		受益者負担は適正か	適正である	受益者負担が無いことから適正である。